食品安全委員会(第751回会合)議事概要

日 時:令和元年7月30日(火) 14:00~15:08

場所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者:報道 0名、行政機関 0名、一般 3名

議事概要

- (1)遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
 - -「JPBL003株を利用して生産されたβ-ガラクトシダーゼ」に関する 審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・「ORN-No.1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩」に関する 審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - →担当の川西委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「ジエトフェンカルブ」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「ピカルブトラゾクス」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「ベンチアバリカルブイソプロピル」に係る食品健康影響評価 について
 - →担当の吉田(緑)委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「ジエトフェンカルブの一日摂取許容量 (ADI) を0.42 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を2 mg/kg 体重と設定する。」

「ピカルブトラゾクスの一日摂取許容量(ADI)を0.023 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

「ベンチアバリカルブイソプロピルの一日摂取許容量(ADI)を0.069 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・農薬「ペンチオピラド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メチルテトラプロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、

「ペンチオピラドの一日摂取許容量 (ADI) を0.081 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を1.2 mg/kg 体重と設定する。」

「メチルテトラプロールの一日摂取許容量(ADI)を2.5 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

・飼料添加物「Aspergillus niger LU17257 株が産生する6-フィターゼを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「Aspergi/lus niger LU17257 株が産生する6-フィターゼの濃縮物を原体とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「GLU-No.10株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「SKG株を利用して生産されたL-セリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ 結論、

「『GLU-No. 10株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム』及び『SKG株を利用して生産されたL-セリン』については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』の附則『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断し、本添加物については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』による評価は必要ないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

動物用医薬品「フロルフェニコール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「フロルフェニコールの許容一日摂取量 (ADI) を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)に通知することとなった。

- (3)肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
 - ・「フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤 (フロルガン)」 に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - →担当の山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。